

原町保健センター 樹木（高木）剪定業務仕様書

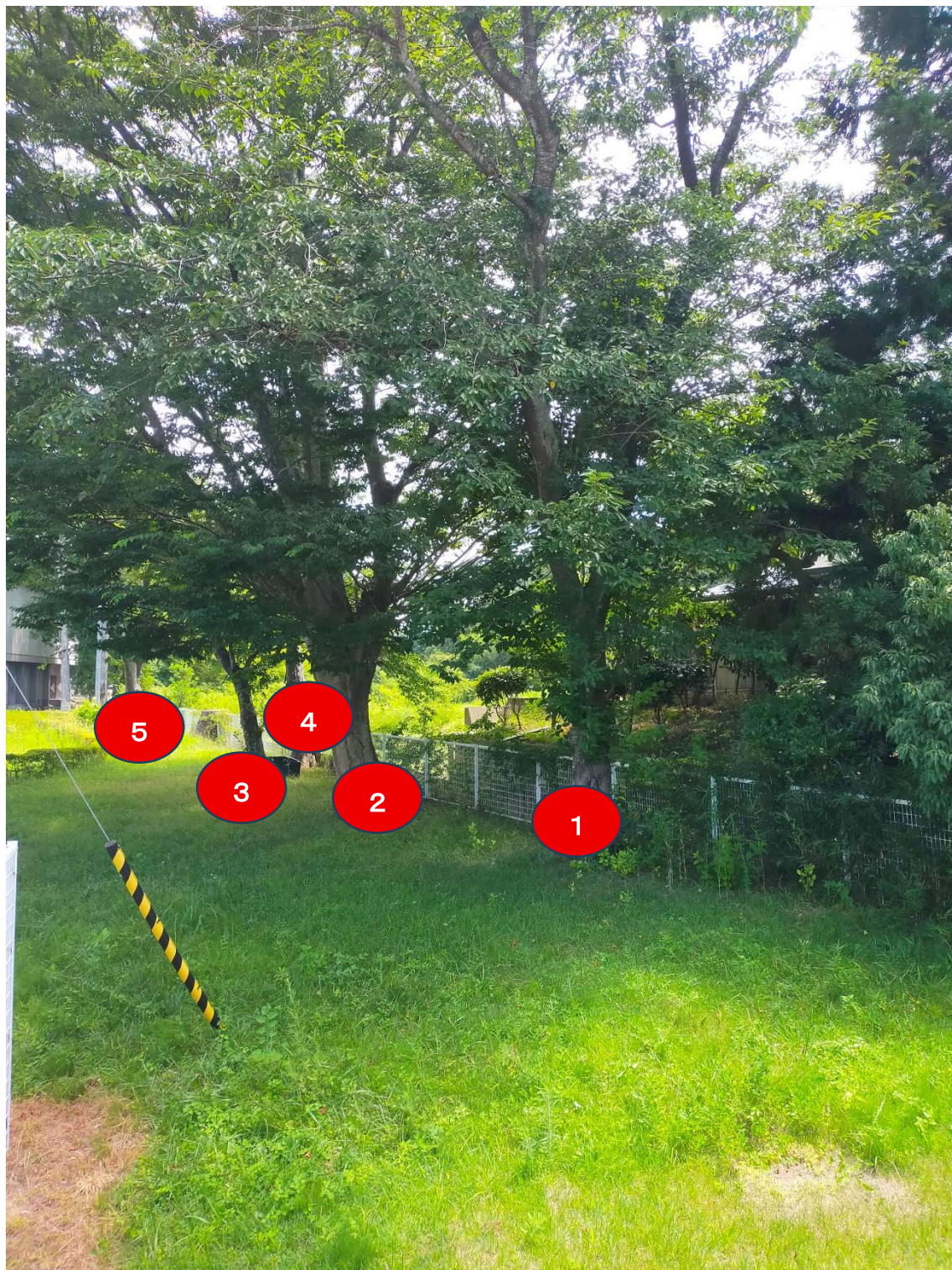
1. 仕様書は、南相馬市が実施する原町保健センター 樹木（高木）剪定業務委託に適用する。
2. 本業務遂行にあたって本仕様書、委託契約書、その他関連諸法規に従い疑義が生じた場合は監督員と協議し内容趣旨を十分理解のうえ実施する。
3. 本業務に関し、発生した損害（第三者にあたえる損害を含む）は、受託者の負担とする。但し、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
4. 業務の内容
 - （1）高所作業車を利用しての機械による剪定を行う。
原町保健センター南側の樹木（サクラ、ケヤキ、ヒバの木）5本の剪定を行う。
作業により一時的に道路の通行が出来ないときは必要に応じて事前手続きの調整を行う。
 - （2）剪定終了後の伐採木の運搬を行う。
5. 業務場所 南相馬市原町区小川町322番地の1
6. 業務実施期間 契約締結日から令和8年3月13日まで
7. 完了報告書等
受託者は、作業終了後、業務成果報告書と実施した日時の剪定前、剪定後のわかる写真をまとめたものを1冊のファイルで提出する。
8. 環境への配慮
南相馬市役所の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
9. その他
本仕様書に定めていない詳細事項については、随時健康づくり課と協議するものとする。

南側樹木（高木）強剪定（5本）

原町区小川町 3 2 2 番地の 1 案内図



原町保健センター南側樹木剪定業務委託（5本の位置について①から⑤）



原町保健センター南側樹木剪定業務委託（5本の位置について①から⑤）

